

解体工事の際には、 フロン類を回収しなくてはなりません！

- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」では、フロン類を使用している業務用の冷凍冷蔵機器及び空調機器の廃棄や整備の際に、フロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収を義務付けています。
- フロン類をみだりに放出した場合、「罰則」が科せられます。

【フロン類の放出の禁止】

- ・ 何人も、みだりに業務用冷凍空調機器に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

【違反した場合】

- ・ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- フロン類の回収を適切に行うため、業務用冷凍空調機器の所有者、解体工事元請業者等は、解体工事の際に、以下のことを確実にする必要があります。義務に違反した場合、「罰則」が科せられることがあります。

「業務用冷凍空調機器の所有者」の義務

- ・ 解体工事元請業者が行う機器の有無の確認（事前確認）への協力
- ・ 機器の廃棄の際に、フロン類回収業者にフロン類を直接引き渡すか、解体業者等にフロン類回収業者へのフロン類の引き渡しを委託
- ・ フロン類回収業者に対するフロン類の回収や破壊に要する料金の支払い
- ・ フロン類回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を、建設業者等にフロン類回収業者へのフロン類の引き渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付
- ・ 所定期間内（解体工事：90日以内）に、フロン類回収業者からの「引取証明書」の交付がなかった場合や、虚偽の記載があった場合には、都道府県知事へ報告
- ・ 「回収依頼書」又は「委託確認書」の写し、「引取証明書」の保存（3年）

「解体工事元請業者等」の義務

【解体工事元請業者】

- ・ 機器の有無の確認（事前確認）
- ・ 解体前に書面（事前確認書）により施主（機器の所有者）に結果を説明

【フロン類の引き渡しを受託した解体業者等】

- ・ フロン類回収業者へのフロン類の引き渡し
- ・ 機器の所有者から交付された「委託確認書」をフロン類回収業者に回付、写しの保存（3年）
- ・ フロン類回収業者からの「引取証明書」の保存（3年）

（注意）

フロン類の引き渡しを受託した解体業者等は、受託したフロン類のフロン類回収業者への引き渡しを他者に再委託することが可能
→あらかじめ機器の所有者から承諾した旨の書面（再委託承諾書）の交付を受ける必要あり

【お問い合わせ先】

都道府県のフロン回収・破壊法担当部局

【URL】 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

フロン回収・破壊法全般

環境省

地球環境局 環境保全対策課フロン等対策推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2
【電話】 03-3581-3351（代表）
【URL】 <http://www.env.go.jp/>

経済産業省

製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
【電話】 03-3501-1511（代表）
【URL】 <http://www.meti.go.jp/>

解体工事元請業者の確認及び説明について

国土交通省

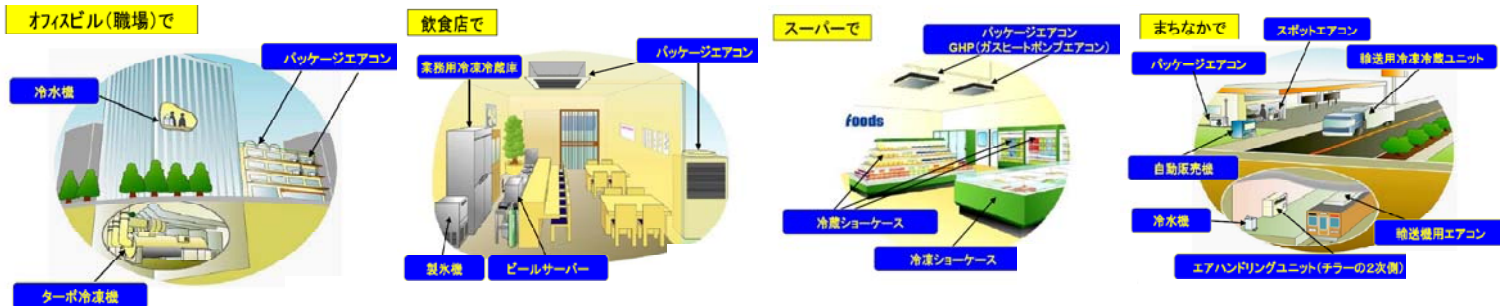
総合政策局 建設業課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 【電話】 03-5253-8111（代表） 【URL】 <http://www.mlit.go.jp/>

フロン回収・破壊法に関するQ & A

Q: フロン回収・破壊法の対象である「業務用冷凍空調機器」はどんなところにあるのですか？

A: 業務用冷凍空調機器は、以下の図のように、身の回りの様々な場所で使用されています。フロン類の充てん量に下限はなく、フロン類が充てんされている全ての機器が対象となります。



Q: 機器の所有者は、解体工事元請業者が行う事前確認にどのように協力すればよいのですか？

A: 「解体工事現場の図面や見取図の提供」や「施設への事前立入の許可」などがあげられます。まずは、解体工事元請業者に相談してください。

Q: フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼したいのですが、どうすればいいですか？

A: フロン類回収業者とは、都道府県知事の登録を受けたフロン類の回収に関する専門知識、技術を有する事業者です。フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼したい場合は、解体工事が実施される都道府県のフロン回収・破壊法担当部局にご連絡ください。

(URL : <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>)

Q: 機器の所有者は書面を交付することになっていますが、具体的にどのような書面を交付するのですか？

A: フロン回収・破壊法では、業務用冷凍空調機器を廃棄する際、行程管理票を回付することが規定されています。具体的には、フロン類回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を、解体業者等にフロン類回収業者へのフロン類の引き渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付します。

詳細については、「フロン回収・破壊法パンフレット」をご確認ください。

(URL : <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/pamphs.html>)



Q: フロン類を使用した機器を整備する場合(機器の通常の定期的なメンテナンスや、故障時の修理など)にも、フロン類の回収は必要ですか？

A: 廃棄の場合と同様に、フロン類の回収をフロン類回収業者に依頼するか、自らフロン類回収業者の登録を受けてフロン類の回収を行う必要があります。また、フロン類回収業者に依頼した場合には、フロン類の回収や運搬、破壊に必要な費用をフロン類回収業者に支払ってください。なお、その場合は行程管理票の交付の必要はありません。